

厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金
住宅取得補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

〒
住所
申請者 氏名
電話番号

厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、住宅取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 対象住宅（取得）

区分	☐ 近居 ☐ 同居		
住宅の所在地	同居	厚木市	
	近居	親世帯 厚木市	
		子世帯 厚木市	
取得住宅の種類	☐ 新築 ☐ 中古		
	☐ 戸建て住宅 ☐ 分譲マンション等 ☐ 併用住宅		
契約名義人	(☐ 単独 ・ ☐ 共有)		
契約日	令和	年	月 日
所有権保存又は移転の登記の受付年月日	令和	年	月 日
居住開始日	令和	年	月 日
補助対象経費	円		
申請補助額(加算含む)	円		
該当加算	☐ 子育て加算（中学生以下の世帯員がいる） ☐ 若年加算（申請者世帯の夫婦いずれかが40歳未満） ☐ 地域加算（要綱別表に定める地域に取得） ☐ 在勤加算（市内事業所に在勤している）		

2 世帯員

申請者世帯 (子世帯)	住所 (転入前)						
	(フリガナ) 氏名 (※1)	生年月日	年齢	申請者から 見た続柄			
世帯主	()	昭・平 年 月 日					
世帯員	()	昭・平・令 年 月 日					
	()	昭・平・令 年 月 日					
	()	昭・平・令 年 月 日					
	()	昭・平・令 年 月 日					
	()	昭・平・令 年 月 日					
勤務先 (※2)	名称						
	所在地	厚木市					
	勤務開始日						

親世帯	住所	厚木市			
	市民となった日	大・昭・平・令 年 月 日			
	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	申請者から 見た続柄	
世帯主	()	大・昭・平 年 月 日			
世帯員	()	大・昭・平 年 月 日			
	()	大・昭・平 年 月 日			
	()	大・昭・平 年 月 日			

※1 世帯員が出産予定の場合は、氏名欄に「出産予定」と記入してください。

※2 勤務先が厚木市内の場合のみ記入してください。

調査同意書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

申請者（子世帯）住所
氏名

親世帯の世帯主 住所
氏名

私たちは、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金の交付の決定に必要な範囲において、市長が私及び世帯員（出産予定の場合は、世帯員となる予定の者）に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意するとともに、下記事項について誓約します。

記

1 世帯員（18歳以上の方は、自筆で御記入ください。）

申請者世帯	氏名	生年月日	年齢	申請者から見た続柄
世帯主		昭・平 年 月 日		
世帯員		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		

親世帯	氏名	生年月日	年齢	申請者から見た続柄
世帯主		大・昭・平 年 月 日		
世帯員		大・昭・平 年 月 日		
		大・昭・平 年 月 日		
		大・昭・平 年 月 日		

2 誓約事項 裏面のとおり

誓 約 事 項

(補助対象者)

- ☐ (1) 本市に転入する日前1年間に、本市の住民基本台帳に記載されたことのない子世帯の者であること。
- ☐ (2) 第5条に規定する補助の対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に継続して10年以上近居又は同居をする予定であること。
- ☐ (3) 住宅の新築工事若しくは購入の契約者であること。
- ☐ (4) 親世帯及び子世帯の世帯員（以下「補助対象世帯員」という。）が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ (5) 補助対象世帯員が、厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）による補助金の交付を受けてないこと。
- ☐ (6) 申請日において、補助対象世帯員が、市税等（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を含む。）の滞納がないこと。
- ☐ (7) 補助対象世帯員が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。
- ☐ (8) 補助対象世帯員に外国人を含む場合にあっては、前各号に掲げる要件に加え、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有していること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- ☐ (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ☐ (2) 補助金を対象工事以外の用途に使用したとき。
- ☐ (3) 第10条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日前に、補助対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
- ☐ (4) 第10条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日前に、近居又は同居を解消したとき。
- ☐ (5) その他この要綱の規定に違反したとき。
- ☐ (6) 補助金の返還を命ぜられた場合は、市長が定める期限までに当該補助金を返還します。